**注：「該当なし」の場合も提出が必要です。**

資本的関係又は人的関係に関する申告書

●●●●年●●月●●日

案件名称：

（調達管理番号△△a△△△△△）

住所

商号又は名称

代表者役職・氏名

本案件における競争参加資格に掲げる資本的関係又は人的関係のある者について、別紙記入上の注意事項に留意の上、次のとおり申告します。

１ 該当項目a)に掲げる資本的関係のある者

①-1 親会社の関係にある者は、次のとおりです。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 商号又は名称 | 所在地 | 代表者氏名 |
|  |  |  |
|  |  |  |

①-2　子会社の関係にある者は、次のとおりです。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 商号又は名称 | 所在地 | 代表者氏名 |
|  |  |  |
|  |  |  |

② 親会社を同じくする子会社同士の関係にある者は、次のとおりです。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 商号又は名称 | 所在地 | 代表者氏名 |
|  |  |  |
|  |  |  |

２ 該当項目b)に掲げる人的関係の他の競争参加資格者

役員等を兼任している者は、次のとおりです。

|  |  |
| --- | --- |
| 当社の役員等 | 兼任先及び兼任先での役職 |
| 役職 | 氏名 | 商号又は名称 | 所在市町村名 | 役職 |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |

（備考）

* 参加者が共同企業体の場合は、構成員ごとに作成してください。
* 記入欄が不足する場合は、適宜記入欄を追加、又は別添としてください。
* 該当のない事項については、その欄に「該当なし」とご記入ください。空欄の場合は「該当なし」として取扱います。
* この申告書に記載された事項が事実と相違することが明らかとなった場合には、独立行政法人国際協力機構が行う契約における不正行為等に対する措置規程（平成２０年規程(調)第４２号）に基づき契約競争参加資格停止の措置を行う場合があります。

## （別紙） 記入上の注意事項

**Ⅰ １の①及び②に規定する「親会社」又は「子会社」の関係にある者とは、次のような場合をいいます。**

⑴ 一方の会社Ａ※１、※２が他方の会社Ｂの議決権総数の過半数を所有している関係

（Ａ社とＢ社は、同一の競争に参加できません。）

Ａ社（親会社）

Ｂ社は、Ａ社の子会社の関係にある者に該当します。

（Ａ社は、１の①-2の欄にＢ社に関する事項を記入してください。）

Ａ社がＢ社の議決権の過半数を所有

Ｂ社（子会社）

Ａ社は、Ｂ社の親会社の関係にある者に該当します。

（Ｂ社は、１の①-1の欄にＡ社に関する事項を記入してください。）

※１ Ａが個人事業者である場合は、その個人事業主を含みます。

※２ Ａ社の役員がＢ社の議決権総数の過半数（複数の役員で所有している場合には、その合計が過半数となるときを含みます。）を所有している場合を含みます。

⑵ 一方の会社Ａが、⑴の子会社の関係にあるＢ社が所有する議決権の総数と合わせて、他方の会社Ｃの議決 権の総数の過半数を所有している関係（Ａ社、Ｂ社及びＣ社は、同一の競争に参加できません。）

Ａ社（親会社）

Ｂ社及びＣ社は、Ａ社の子会社の関係にある者に該当します。

（Ａ社は、１の①-2の欄にＢ社及びＣ社に関する事項を記入してください。）

Ａ社は、Ｂ社の議決権の過半数を所有

Ｂ社（子会社）

Ａ社は、Ｂ社の親会社の関係にある者に該当します。

（Ｂ社は、１の①-1の欄にＡ社に関する事項を記入してください。）

Ａ社は、Ｂ社と合わせてＣ社の議決権の過半数を所有

Ｃ社（子会社）

Ａ社は、Ｃ社の親会社の関係にある者に該当します。

（Ｃ社は、１の①-1の欄にＡ社に関する事項を記入してください。）

**Ⅱ １の②に規定する「親会社を同じくする子会社同士の関係」とは、次のような場合をいいます。**

Ｂ社の議決権総数の過半数を所有している会社とＣ社の議決権総数の過半数を所有している会社がいずれも

Ａ社である場合におけるＢ社とＣ社の関係（Ｂ社及びＣ社は、同一の競争に参加できません。）

Ａ社（親会社）

Ａ社は、Ｂ社の議決権総数の過半数を所有

Ａ社は、Ｃ社の議決権総数の過半数を所有

Ｂ社（子会社） Ｃ社（子会社）

Ｂ社とＣ社は、親会社を同じくする子会社同士の関係にあ る者に該当します。

（Ｂ社及びＣ社は、１の②の欄に、それぞれＣ社又は

Ｂ社に関する事項を記入してください。）

**Ⅲ ２に規定する「人的関係」のある者とは、次のような場合をいいます。**

役員等※３兼任

Ａ社

Ｂ社

※３ 「役員等」とは次に掲げる者をいい、監査役、会計参与及び執行役員は、役員等に該当しません。

 ア 会社の代表権を有する取締役（代表取締役）

イ 取締役（委員会設置会社の取締役を除く。常勤又は非常勤を問わない。）

ウ 会社更生法第６７条第１項又は民事再生法第６４条第２項の規定により選任された管財人

エ 委員会設置会社における執行役又は代表執行役

オ 一方が個人事業者である場合は、その個人事業主

カ 一般財団法人・一般社団法人の理事

**Ⅳ　競争参加者が共同企業体である場合の適用**

1. 矢印で結ばれた２社の間に、資本関係又は人的関係がある場合には、同一の競争への参加は認められません。

Ｂ共同企業体

代表者：c社

構成員：d社

Ａ共同企業体

代表者：a社

構成員：b社

1. 矢印で結ばれた２社の間に、資本関係又は人的関係がある場合には、同一の競争への参加は制限されません。

共同企業体

代表者：a社

構成員：b社